

# 九州ビルディング協会会則

昭和29年4月10日 制定

昭和57年3月25日 改定

平成元年11月17日 改定

平成26年5月22日 改定

## 第1章 総則

第1条 本会は九州ビルディング協会という。

第2条 本会は業界の健全なる向上発展を期し、経営管理に関する一切の業務に協力し、併せて会員相互の親睦を図ることをもって目的とする。

第3条 本会の事務局は福岡市内に置く。

## 第2章 会員

第4条 本会は九州及びその近接地に在るビルディングの所有者又は管理者並びにその団体の会員を本会の会員として組織する。

第5条 会員は、代表者（会員として本会の会議に出席する者、以下同じ。）の氏名を本会へ届け出なければならない。

第6条 本会会員は予め当務担当者を定めることができる。

2 前項の当務担当者を定めるときは、その住所氏名を本会に届出なければならない。

第7条 本会に入会せんとするものは、2人以上の会員の推薦ある、入会申込書に別に定める入会金を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第8条 会員が本会を退会するとき、その理由を具して本会へ届出なければならない。

第9条 会員が下の各号の一に該当するとき、総会において会員総数の4分の3以上の同意を経て之を除名することができる。

(1) 会則又は総会の決議に違背したるとき。若しくは本会の目的に反する行為ありたるとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、又は秩序を紊す行為ありたるとき。

(3) 満1ヶ年以上会費を滞納したるとき。

## 第3章 役員と職員

第10条 本会に下記の役員を置く。

会長 壹名

副会長 参名以内

顧問・相談役 若干名

理事 若干名（内、常務理事 若干名）

監事 弐名以内

- 第11条 会長及び副会長は理事の互選により定める。  
会長は本会を代表して会務を総括する。  
副会長は会長を補佐して会務をみる。会長事故ある場合は代行する。
- 第12条 顧問・相談役は理事会に諮り会長が推薦する。顧問・相談役は会長の諮問に応じ又随時意見を述べる事が出来る。
- 第13条 理事及び監事は総会の決議により、常務理事は理事会の決議により決める。
- 第14条 常務理事は会長の指図に従い常時会務を処理し、理事は重要会務を審議し、常務理事に協力して会務を処理する。  
監事は本会会計の監査に当る。
- 第15条 会長・副会長・理事・監事の任期は2ヶ年とし、重任を妨げない。役員に欠員の出来たときは、会務に支障のない限り次の総会まで補充を伸ばす事が出来る。  
2 補欠として就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。  
3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 第16条 本会に事務局を置き、事務局長と職員（事務員）を置く事が出来る。事務局長は役員が推薦するが、その任免は理事会に諮り会長が決める。事務局長は会長の指図に従い、常務理事と協力して常時会務を処理する。

#### 第4章 会議

- 第17条 本会の会議は総会・理事会並びに例会とする。  
総会及び例会に出席するものは第4条の会員とする。会員事故あるときは第6条の当務担当者が出席し、且つ議決権を有する。  
2 理事会は理事をもって構成する。
- 第18条 総会は定時総会と臨時総会とする。定時総会は毎年5月に、臨時総会は必要に応じ、会長之を招集する。
- 第19条 理事会は必要に応じ会長が招集する。
- 第20条 例会は原則として毎月開催する。但し、必要があるときは臨時例会を開催し、必要ないときは例会の開催を見合わせることが出来る。又、理事会の承認を得て、必要に応じ会員一部の会合を催すことができる。
- 第21条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。  
(1)事業計画の決定  
(2)事業報告の承認  
(3)その他本会の運営に関する重要な事項  
2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。  
(1)総会の議決した事項の執行に関する事。  
(2)総会に付議すべき事項  
(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 第22条 会議の議長は会長が当る。会長事故あるときは副会長・常務理事又は理事が代行する。
- 第23条 会議の議決は、総会又は例会にありては会員、理事会にありては理事の過半数が出席し、その過半数により決める。可否同数のときは議長が決定する。
- 第24条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は外の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、当該会員又は理事は、出席したものとみなす。

## 第5章 会計

- 第25条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 第26条 本会は会費・寄附金其の他の収入を以て経費に充てる。
- 第27条 本会の会員は、協会の財政のため毎年度、別に定める会費の全額を納める。
- 2 前項の会費の外に、総会又は例会の決定或いは会員の承認を得て臨時会費・分担金等のきよ出を会員に求めることが出来る。
- 第28条 既納の会費・分担金等は一切返還しない。

## 第6章 会則の変更・その他

- 第29条 本会の会則は、会員が過半数出席したる総会の議決によって改廃することが出来る。
- 第30条 この会則に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第7章 補足 委員会

- 第31条 本会に理事会付議事項及び業務に関する専門事項を審議するため委員会を置くことができる。
- 2 委員会の組織および運営に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。